

平成29年(ネ)第1843号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 学校法人大阪経済大学

被控訴人 吉井康雄



## 控訴理由書

平成29年8月10日

大阪高等裁判所第4民事部御中

控訴人訴訟代理人弁護士 神田知宏



### 第1 訴訟物の誤り

#### 1 原審判決

原審は、「名誉を回復するための措置」(3頁)、「名誉回復措置」(13頁)、「不法行為の成立を前提とする削除請求」(36頁)などと判示していることからして、削除請求にかかる訴訟物は、民法723条に基づく名誉回復措置請求権だと考えているようである。

#### 2 学説・判例

民法723条の「名誉を回復するのに適当な処分」は、通常、取消・訂正・謝罪文の掲載など、侵害された名誉を原状回復するための積極的行為と解されており、単なる差止＝名誉侵害行為の中止は念頭に置かれていない(幾代通＝徳本伸一補訂「不法行為法」307頁以下等)。

判例上は、最大判昭61・6・11(民集40巻4号872頁)が「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償(民法710条)又は名誉回復のための処分(同法723条)を求めることができるほか、人格権としての名誉権に基づき、加害

者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である」としており、民法723条の名誉回復措置と、人格権侵害差止請求権は区別して検討されている。

また、インターネットにおける情報の削除請求権について最決平29・1・31（民集71巻1号63頁）も「人格権ないし人格的利益に基づき、本件検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした事案である」として、人格権侵害差止請求権を一定の条件のもとで認めている。

### 3 訴状における主張

訴状（8頁）において控訴人は、「人格権侵害に基づく妨害排除請求権としての削除請求権を有する」と主張しており、民法723条に基づく名誉回復措置は求めていない。そのように誤解されるような記載もない。

ゆえに、原審判決には訴訟物の認識誤りがあるばかりか、控訴人の求めた削除請求に対する判断がなされていないという違法がある。

### 4 要件の違い

民法723条に基づく名誉回復措置は、不法行為を前提とすることから、故意・過失も含めた不法行為の成立が前提となる。原審の指摘する「不法行為の成立を前提とする削除請求」（36頁）が、それである。

これに対し、人格権侵害差止請求権は、不法行為の成立を前提とせず、人格権が違法に侵害された事実だけで成立する。

特に、名誉権侵害事案において注意を要するのは、「真実と信じるにつき相当な理由」の要件である。真実と信じるにつき相当な理由は、故意・過失を阻却する責任阻却事由であることから（最判平9・9・9判時1618号52頁）、人格権侵害差止請求権の成否には影響を与えない（判時2328号23頁、控訴人訴訟代理人の論攷）

すなわち、たとえ真実と信じるにつき相当な理由があっても、真実でなけれ

ば人格権侵害差止請求権は成立する。

この論点については、原審第3準備書面でも主張しているのに、なぜ原審が訴訟物の認識を間違えたのか疑問である。

## 5 結論

原審は削除請求について、不法行為が成立しないから削除請求権もないと判示しており、判例違反、処分権主義違反である。

また、控訴人の考えている法律構成と異なる法律構成で判断するに際し、何の釈明もなかったのだから、積極的釈明義務違反でもある。

## 第2 名誉権侵害の判断枠組み

### 1 原審判決

原審は、「一般に、名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合で、摘示された事実又は意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての範囲を逸脱しているものでない限り、上記行為は違法性を欠くというべきであり、仮に、同事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものというべきである（最高裁昭和37年（オ）第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁，最高裁昭和62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁，最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照）。」（16頁）などという判断枠組みを示し、これに本件をあてはめている。

一見すると最高裁判例に則っているかに見えるが、原審には根本的な理解の誤りがある。

## 2 判断枠組みの誤り

上記の判断枠組みは、事実摘示型名誉権侵害の違法性阻却事由と、意見論評型名誉権侵害の違法性阻却事由とを区別することなく、1つの基準でまとめてしまっている点において、最高裁判例違反である。

原審は、事実摘示型についても「人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての範囲を逸脱しているものでない限り、上記行為は違法性を欠くというべき」との要件を追加しており判例違反がある。

また、判決全文を読むと、そもそも事実摘示型の検討が念頭にないのではないかとも思える。なぜなら原審判決には、指摘されている記載が事実摘示なのか、意見論評なのかを判断している部分がないからである。

にも拘わらず、随所に「摘示された事実」という表現があり、言葉足らずなのか判例の理解が誤っているのか容易には判断できない。

## 3 最高裁の判断枠組み

まず、事実摘示型の名誉権侵害については、その行為が①公共の利害に関する事実に係り、②専ら公益を図る目的に出た場合に、③摘示された事実が真実であれば、違法性が阻却される（最判昭41・6・23民集20巻5号1118頁）。また、行為者において事実を真実と信じるについて相当の理由がある場合には、故意が阻却される（最判平9・9・9判時1618号52頁）。

一方、意見論評型の名誉権侵害については、上記①②に加え、③当該意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であるときには、④人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない場合に違法性が阻却され、重要な部分について真実と信じるについて相当の理由があるときは故意が阻却される（最判平9・9・9判時1618号52頁）。

## 4 事実摘示と意見論評の区別

上記のように違法性阻却事由が異なることから、名誉権侵害の判断においては、まず立証対象が事実摘示なのか意見論評なのかを判断する必要がある。

事実摘示なのか、意見論評なのかの区別について最判平9・9・9判時1618号52頁は、「名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。」としており、前後の文脈を考慮しつつ、「証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項」であれば事実摘示であり、逆に、証拠等をもってその存否を決することができない事項であれば意見論評であるとする。

もっとも、一見して意見ないし論評の表明とみえる場合であっても、特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと解される場合には、事実の摘示を含むというべき場合もあると解すべきであることは否定し得ないため（最判平16・7・15参照）、「一般の閲覧者の通常理解ないし読み方を基準に、前後の文脈や一般の閲覧者が有している知識ないし経験も考慮して、事実の摘示に当たるか、単なる意見ないし論評であるか、あるいは、一見して意見ないし論評の表明とみえる場合であっても、特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと解される場合に当たるか否かを判断し、事実の摘示と認められるものについては、続いて「虚偽の事実」かどうかを判断する」ことになる（知財高判平25・9・25裁判所HP）。

#### 5 事実摘示型名誉権侵害における真実性立証の対象

事実摘示型名誉権侵害において、真実性立証の対象となるのは、「摘示された事実」である（最判昭41・6・23民集20巻5号1118頁）。

そして、摘示された事実が何であるかは、「一般読者の普通の注意と読み方」（最判昭31・7・20民集10巻8号1059頁）において読み取る。

ここで注意を要するのは、「摘示された事実」とは、必ずしも、記事に記載された事実そのものではない、という点である。この点でも、原審判決は判例違反をしている。

上記のとおり、事実摘示は、間接的表現、比喩的表現、婉曲的表現、黙示的表現によっても可能である（最判平9・9・9判時1618号52頁）。ゆえに真実性立証の対象は、筆者が間接的・比喩的・婉曲的・黙示的な表現によって伝えたい「真意」となる事実である。

たとえば、反語表現により「彼は犯人ではない」という記載があったとすれば、真実性立証の対象は「犯人ではないこと」ではなく「犯人であること」になる。また、「彼はサルだ」という記載があったとして、真実性立証の対象は「彼がサルであること」ではなく、「彼が愚鈍な男であること」などとなる。

このように、事実摘示型名誉権侵害においては、真実性立証の対象は、必ずしも記事に書かれている記載そのものではなく、表現者の伝えたいこと、本題、真意となる事実である。

## 6 意見論評型名誉権侵害における真実性立証の対象

意見論評型名誉権侵害では、意見論評の「前提としている事実が主要な点において真実」であることが要件となる（最判平9・9・9判時1618号52頁）。

そして、何らかの事実があるとしても、意見論評の前提となり得ない事実関係は、「前提としている事実」ではない。

また、何らかの事実があったとしても、「意見ないし論評の逸脱性を判断するに際しては、（中略）その意見ないし論評の内容が不合理か否かといった点もその斟酌すべき一事情にな」るものと解すべきであって、不合理な意見論評であれば、違法性は阻却されない（東京高決平27・2・5判例集未登載）。

### 第3 真実性立証の対象

#### 1 原審判決の非分析的な判断過程

原審判決は、「本件記事等が摘示する事実及び真実性等の証明対象について」（15頁）と題しており、事実摘示型名誉権侵害に関する判断部分のようにも見えるが、「継続的かつ組織的に被告に対するパワハラが行われていたとの見解を示したものであって、これら事実の摘示及び意見の表明により、本件大学を経営する原告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損したものである」と（16頁）として、最終的には「事実の摘示及び意見の表明により」とし、事実摘示型なのか意見論評型なのかを区別することなく、社会的評価の低下を認定している。

さらに原審判決は、「事実①」「事実②」「事実③」の「これら事実の摘示」により原告の社会的評価を低下させた、と認定しているところ（16頁）、原審判決のいう事実①は、「当時カリキュラム委員会の委員長であった樋口と学部長であった北村が、海外留学中の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差し替えをした事実」というものである（16頁）。この文章には、控訴人の社会的評価を低下させる要素がない。

にもかかわらず、原審判決は、「樋口が、平成15年2月25日、被告に対し、第2部の情報経営論ⅠⅡについて、別の担当者に差し替え又は不開講とする旨伝えたという事実（事実①）が真実であることは、当事者間に争いが無い」などとして（24頁）、違法性阻却事由の検討をしている。

違法性阻却事由を論じるからには、事実①②③の各事実摘示が、それぞれ控訴人の社会的評価を低下させるとの前提が必要となるが、そういった判示はない。

そして結論として「以上によれば、被告が本件記事等で摘示するとともに意見表明の前提とした①ないし③は、いずれもその重要な部分において真実であ

るか少なくとも、被告がこれを真実であると信じるについて相当な理由があったと認められる」として、事実摘示と意見論評の違法性阻却事由をまとめて判断している。

このような論理的過ちをしている原因は、ひとえに、原審判決が事実摘示型と意見論評型とを区別することなく、どのような指摘が社会的評価を低下させるのかさえ意識せず、真実性立証の対象を把握しようとしたことにあると考えられる。

原審判決は、「組織的かつ継続的にパワハラを受けたなどの事実の摘示又は意見の表現を含むものであり、被告による本件行為は、原告の社会的評価を低下させるものであった」とも判示しており（9頁）、やはり、「組織的かつ継続的にパワハラを受けた」が、事実摘示なのか意見論評なのかを意識していない。

そこで以下、より分析的な検討プロセスを主張する。

## 2 控訴人の主張（訴状の敷衍）

### (1) ブログでの表現

本件ブログには、以下の記載がある。ブログからの転載である。

- (ア) 私は2003年頃から退職に到る2012年までパワハラを経験、その集大成が2010年から用意周到に準備された特任教員制度の適用拒否です
- (イ) 北村實、井形浩治、池島真策、二宮正司、樋口克次といった歴代の学部執行部の皆さん、大学の外で、オープンにされた場であなた方の行為はアカハラに当たらないということを証明されては如何でしょうか
- (ウ) 大阪経済大学パワハラ訴訟、経営学部執行部（井形浩治、池島真策、北村實、二宮正司、樋口克次）によるパワハラ
- (エ) ◆大経大経営学部、特定の歴代学部執行部によるパワハラ／アカハラ訴訟の全貌を情報公開する
- (オ) パワハラ／アカハラに関与した学部執行部（2014年度時点）



(カ) 原告の特任申請を退ける学部執行部の組織的な動き

(2) 社会的評価の低下

一般読者の普通の注意と読み方を基準にすると、「経営学部執行部では、2003年から2012年まで組織的なパワハラ行為が行われていた」との事実、および、「組織的パワハラの集大成として、特任教員への任用拒否が用意周到に準備されていた」との事実が読み取れる。

これらの事実は、執行部、ひいては大学の組織体としての社会的評価を低下させることから、控訴人の名誉権を侵害する。

さらに原審判決では、執行部「により継続的かつ組織的に被告に対するパワハラが行われていた」と読み取れるとの判示部分があり（16頁）、この点でも控訴人の名誉権を侵害する。

(3) 事実摘示なのか意見論評なのか

上記の記載内容に関しては、(a)組織的な行為なのか否か、(b)パワハラやアカハラなのか否か、(c)特任教員への任用拒否は用意周到に準備されていたのか否か、の各事実は、いずれも証拠等をもって立証することが可能な事実であるから、意見論評型ではなく事実摘示型である。

上記、原審判決の読み取り方を前提にしても、(d)継続的かつ組織的なパワハラがあったか否かは、証拠等をもって立証可能な事実であるから、意見論評ではなく事実摘示である。

実際、労働訴訟などでは、組織的なパワハラがあったか否かが証拠等をもって認定されている。

(4) 真実性立証の対象

事実摘示型名誉権侵害では、摘示された事実が真実性立証の対象となる。

そして、ここにいう「摘示された事実」とは、上述のとおり、ブログに書かれている事実そのものではなく、一般読者の普通の注意と読み方を基準にして読み取った事実である。

本件では、上記のとおり「経営学部執行部では、2003年から2012年まで組織的にパワハラ行為が行われていた」との事実、および、「組織的パワハラの集大成として、特任教員への任用拒否が用意周到に準備されていた」との事実が、真実性立証の対象となる。

さらに、原審の認定を前提とすれば、「継続的かつ組織的パワハラ」が真実性立証の対象となる。

この点につき、原審判決は、「事実①」「事実②」「事実③」を真実性立証の対象だと捉えているようだが、それはブログに記載されている表現そのものであって「摘示された事実」ではない。しかも、事実①には控訴人の社会的評価を低下させる要素がないことは上記のとおり。

#### (5) 違法性阻却事由の不存在

しかるに、前件訴訟では「2003年頃から2012年までの組織的パワハラ」なるものは認定されておらず（甲第2号証の1，2），地裁，高裁を通じて「パワハラ」は争点となっておらず，経営学部執行部が組織的に被控訴人に対しパワハラ，アカハラ行為をしてきたとの事実は認定されていないのであって（上記同様），被控訴人の摘示事実は根拠に基づかない反真実の記事であり違法性阻却事由がない。

被控訴人がブログで主張するパワハラ，アカハラ行為は，カリキュラム委員会，人権委員会が組織されている原告の学内では起こりえない（甲第3号証の1，理事長陳述書）。

原審の認定した事実関係の中には、「継続的かつ組織的パワハラ」の事実はないのであり，真実性立証はなされていない。

### 3 意見論評だと仮定した場合

#### (1) 原審判決

原審判決は、「事実①」「事実②」「事実③」を前提とする，執行部「により継続的かつ組織的に被告に対するパワハラが行われていた」との読み方を

意見論評だと捉えているようにも善解できる（16頁）。

(2) 前提となる事実の反真实性

原審判決は、「執行部による継続的かつ組織的パワハラ」という意見論評の前提となる事実は、事実①「2003年〔平成15年〕2月～3月、学部執行部が、海外留学中の被告の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差し替えをしたこと」、事実②「2005年〔平成17年〕5月9日、当時学部長であった二宮が、調査会社のサイバーブレインズから被告宛に送られてきた封書を開封し、その請求書の内容についてサイバーブレインズに電話で問い合わせたこと」、事実③「2012年〔平成24年〕4月6日から2013年〔平成25年〕3月11日までの間に、被告の特任教員への学部執行部およびカリキュラム委員会による組織的な妨害があったこと、の3事実であるとする（15頁）。

しかし、上記3つの事実は断片的事象であり、登場人物も限られるのであって、「執行部による継続的かつ組織的」という意見論評の前提となる事実は存在しない。存在するのは、個別の「パワハラ」なる意見論評の前提事実だけである。

すなわち、「執行部による継続的かつ組織的」との意見論評に対しては、事実①～事実③は、つながる部分のない無関係の事実である。

(3) 原審の誤り

原審は、「組織的・継続的・計画的」について「前提とする事実のうち重要な部分が不足している」との控訴人の主張について、ただ事実①、事実②、事実③「を前提に、本件大学経営学部において、執行部により継続的かつ組織的に被告に対するパワハラが行われていたとの見解を示したものと解されるから」と判示するだけであり、なぜ事実①～事実③が「組織的・継続的・計画的」の前提となる事実なのか、理由が示されていない。

投稿者が「組織的」だと推論したのなら、何か組織が関与していると思わ

れる前提事実があるはずだし、「継続的」だと推論したのなら、断片的なできごとではないと思われる前提事実があるはずだし、「計画的」と推論したのなら、その計画をイメージさせる何らかの前提事実があるはずである。

しかし、事実①～事実③には、そのような前提事実が含まれない。

また、原審判決は「摘示された前提事実を照らして当該意見が相当か不当かというようなことは、そもそも真実性等の判断の対象となるものではないから、原告の上記主張は、失当である」とも判示しているが、意見の合理性が真実性立証の対象とならないことは意見論評型である以上、当然である。

控訴人は当該意見が相当か不当かを問題にしているのではなく、「組織的・継続的・計画的」という意見論評の前提事実がない、と主張しているものである。

上記のとおり、東京高決平27・2・5（判例集未登載）は、推論の不合理性は意見としての逸脱性の考慮要素になると判断しており、本件でも、「組織的・継続的・計画的」という推論の不合理性は違法性阻却事由の考慮要素にもなる。

たとえば、「カラスが彼の肩にとまった」という事実を前提に「彼は殺人犯人である」という意見論評をした事例を考えてみれば、推論であれば何でも表現の自由として許されるわけでないことは自明である。

## 第4 業務遂行権侵害

### 1 原審判決

原審は、「原告が主張する業務妨害の内容は、要するに、被告の本件行為によって原告ないしその運営する本件大学の社会的評価が低下し、それに伴い信用が毀損された結果、本件大学の運営に係る原告の業務に悪影響が生じたというにすぎないところ」としているが（32頁）、控訴人は業務遂行権侵害を主張

しているのであって、名誉権侵害の主張とは別である。

業務遂行権侵害に関し原審の判断はなされていない。

## 2 控訴人の主張

東京高裁平成20年7月1日決定は、「法人の「業務」は固定資産及び流動資産の使用を前提に自然人たる従業員の労働行為によって構成される。法人の「業務」に対する妨害がこれら資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、業務に従事する者に受忍限度を超える困惑・不快を与えるときは、法人の財産権及び法人の業務に従事する者の人格権の侵害とも評価することができること、使用者である法人は、業務に従事する者が上記の受忍限度を超える困惑・不快を生ずる事態に曝されないよう配慮する義務を有すること、「業務」が刑法上も保護法益とされ、その妨害が犯罪行為として刑罰の対象とされていること（刑法二三三条、二三四条）等にかんがみると、当該法人が現に遂行し又は遂行すべき「業務」は、財産権及び業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）といえることができる。そして、このような業務を遂行する権利（以下「業務遂行権」という。）は、法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者の人格権を内包する権利といえることができるから、法人に対する行為につき、①当該行為が権利行使としての相当性を超え、②法人の資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、これら従業員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められる場合には、この行為は「業務遂行権」に対する違法な妨害行為と評することができ、当該法人は、当該妨害の行為者に対し、「業務遂行権」に基づき、当該妨害行為の差止めを請求することができる」としている。

つまり、法人に対する攻撃行為が①権利行使としての相当性を超え、②従業員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③業務に対する支障の程度が著しい

場合には差止請求さえ可能、との結論である。前提として、かかる業務遂行権侵害は不法行為をも構成する。

本件では、①個人のプライバシー情報を含む訴訟記録や後述の非公開記録が伏せ字処理もされずに公開され、本件ブログを構成するすべてのページに「大阪経済大学パワハラ訴訟、経営学部執行部（井形浩治、池島真策、北村實、二宮正司、樋口克次）によるパワハラ」とのタイトルが付されるとともに、各ページの上部に「◆大経大経営学部、特定の歴代学部執行部によるパワハラ／アカハラ訴訟の全貌を情報公開する」「パワハラ／アカハラに関与した学部執行部（2014年度時点）」「井形浩治被告、池島真策被告、北村實元副学長、二宮正司元学部長、樋口克次元副学部長、田中健吾元学部長補佐、吉野忠男現副学部長」と記載されており（甲第1号証の1～19）、大学および執行部メンバーの信用をおとしめる意図が容易に見て取れることから、権利行使としての相当性を超えている。②これにより、在籍中の教職員、学生、同窓生、学生の父兄、学校関係者に対して過度の困惑と不快の念を抱かせており（池島教授につき甲第3号証の2、北村教授につき甲第3号証の3、木村教授につき甲第3号証の4、高原教授につき甲第3号証の5、同窓生、受験生及びその父兄につき甲第3号証の1、甲第3号証の6）、③受験者の減少（甲第3号証の1）、不安・困惑解消のための学内対応、学外対応（甲第3号証の1、P7）等、業務に対する支障が著しい（甲第3号証の1、P8）。

したがって、本件ブログは控訴人の業務遂行権を侵害する。

## 第5 事実誤認

### 1 前提事実

原審判決は、上記のとおり、記載されている事実を、事実①「2003年〔平成15年〕2月～3月、学部執行部が、海外留学中の被告の2部担当科目を不

開講とし、非常勤講師への担当者差し替えをしたこと」、事実②「2005年〔平成17年〕5月9日、当時学部長であった二宮が、調査会社のサイバーブレインズから被告宛に送られてきた封書を開封し、その請求書の内容についてサイバーブレインズに電話で問い合わせたこと」、事実③「2012年〔平成24年〕4月6日から2013年〔平成25年〕3月11日までの間に、被告の特任教員への学部執行部およびカリキュラム委員会による組織的な妨害があったこと、の3事実であるとする（15頁）。

そして、各事実の真実性を検討しているが、証拠に基づかない事実誤認、経験則違背の事実誤認が含まれている。

## 2 事実①

### (1) 原審判断

原審は、「学部執行部は、海外留学中の原告の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差し替えをする。」との記載（甲1の3、2003年2月～3月）について、当事者間に争いはないと事実認定している。

### (2) 摘示事実の認定誤り

しかし、この表のセルに記載されているのは、「学部執行部は、海外留学中の原告の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差し替えをする。※原告へのアカハラの始まり」であって、原審は意図的に「※原告へのアカハラの始まり」を除外している。

一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、このセルの記載（甲1の3）は、「組織的アカハラとして、科目不開講措置が実施された」なる事実摘示だと読め、控訴人の社会的評価を低下させる。

### (3) 反真実性（総論）

しかるに、すでに主張のとおり、2部担当科目を不開講にした事実はあるが、それはカリキュラム委員会での審議を経て、その提案に基づく教授会の決定に従ったものであり、「原告へのアカハラの始まり」ではない。

#### (4) 反真実性（各論）

被控訴人は、当時経営学部でなされた2部改革に伴うカリキュラム変更を反映した2003年4月1日施行学則の科目（以下、「新科目」という）の名称に異論があったが、改革初年の新学期を迎えようとする時期であったため、別の担当者を探すこともできず、控訴人（学部執行部）は教授会の承認を経て新科目を初年度不開講とした。

ただし、2003年度は、2002年度入学生が卒業するまでの期間は新科目と併存する2部の2003年4月1日施行前の学則の科目（以下、「旧科目」という）を被控訴人が担当し、就業規則上の義務コマ数（4コマ）を維持するよう、学部執行部から提案を行った。

被控訴人からは2003年3月7日のメール（乙1）で「(新科目担当を)私の方からお断りします。」というメールがあり、北村学部長からは、2003年3月18日のメール（乙1、乙43）で「2部改革を通す過程で1部教育に専念したい方はそれを認め強制しないことが条件となりました。」「2部教学の理念を「キャリア形成の支援」に移しましたので各教師の学問・講義という性格は大変薄くなりました。この間の議論の結果先生は2部新カリキュラム科目を辞退したと了知しております。しかしそれでは、就業規則上の義務履行ができません。そこで、勝手ながら、2部旧カリキュラム科目の「情報管理論」を昨年までのように開講いただきたく存じます。旧カリ開講がなくなる2・3年のうちに、新カリの科目名、担当問題も解決策を探っていかなざるを得ません。御了解ください。」とあり、樋口副学部長からは、2003年3月7日付のメール（乙1）で「(Ⅱ部改革の議論により)Ⅰ部と連動したⅡ部という概念は終わりました。広く社会人の再学習を対象として、独自色をベースに存続していくことになったのです。」「ある専任の方から新2部での科目名称に関しまして問題提起があり、1ヵ月にわたり議論をしてまいりました。名称変更がおかしいとの指摘でした。その議論の中で繰り



返しⅠ部の科目とⅡ部の科目はその名称が異なることがありうること、またⅠ部に見られる、科目と担当者との連動性はⅡ部にはないことを説明してまいりました。結果といたしましてこの新カリキュラムは2003年度不開講となり、旧科目として旧担当者が開講することとなりました。この「情報経営論Ⅰ・Ⅱ」に関しましても、同様の議論があてはまるものだと判断しております。」等の丁寧な説明を行っている。

被控訴人が科目名に異論があった2部新科目を2003年度に不開講にした事実はあるが、旧科目は2003年度も被控訴人担当として開講している。これらは、2002年度経営学部教授会で繰り返し2部改革議論を行い、最終的に、カリキュラム委員会での審議を経て、その提案に基づく教授会でのカリキュラム決定に従ったものであり、「※原告へのアカハラの始まり」ではない。

科目を一方的に、学部長および副学部長のみで変更できるものではなく、また、当時の2部改革を行っていた経緯、背景からも（甲8：経営学部2部に関する新聞記事）、被控訴人のみならず多くの教員の担当科目や開講時間の変更を余儀なくされることは自然な帰結である。

なお、2003年度において経営学部に「ビジネス法学科」を設置申請（2004年度設置）するにあたり、経営学部所属の各教員を1部経営学科、2部経営学科そして1部ビジネス法学科へ教員組織編制（大学設置基準第13条に基づき、各学科へ学生定員数に応じた必要教員を割り当てること）をして文部科学省に提出する必要があったところ、被控訴人は、留学から帰国後の教授会（乙42）では、被控訴人から「2部の情報管理論を担当しているが、来年度から担当しないので張り付けないで欲しい。」との発言があり、被控訴人は、新科目はもちろん旧科目（情報管理論）も担当しないこととなり、2004年度以降、本人の希望により被控訴人は、1部経営学科の所属として、2部科目を担当しない教員となった。（甲9：2004.4.1教

員組織図)。

### 3 事実②

#### (1) 原審判断

原審は、「サイバースプレインズから本件大学経営学部内の被告宛に送付された郵便物が、当時の学部長であった二宮のもとへ送られた」と事実認定しているが(24頁)、他方で、二宮の回答として「経営学部宛てになっていたため、自分のところにきた」という事実認定をしている(24頁)。

#### (2) 事実認定の誤り

二つの認定事実は「被告宛」なのか「経営学部宛て」なのかという点で食い違う。原審は「被告宛」だと事実認定しているが、判決理由を読む限り、その理由としては、封筒の表面に「吉井康雄様」と書いてあったとの事実が前提になっているようである。

しかし、これは誤りである。

なぜなら、「御請求書」(乙10)の左上には、「〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8」「大阪経済大学 経営学部 御中」との住所・宛先が記載されており、「吉井康雄様」との記載はない。たしかに、備考欄には「吉井康雄様」という記載があるものの、データベース管理である以上、請求書の宛先と封筒に貼るラベルの宛先は同じだと考えるのが合理的である。

実際、封筒の宛名に「吉井康雄様」と記載されていなかったがゆえに、二宮のもとに回送された。この事実は、上記原審の認定した、「経営学部宛てになっていたため、自分のところにきた」との回答と一致する。

控訴人における郵便物の取り扱いでは、「経営学部長宛」または「経営学部 宛」のものについては学部長室へ回送され、教員個人宛の郵便物は、教員用メールボックスへ回送されることになっている。

被控訴人は請求書の再発行を要請しているが(乙11)、これにより再発行された御請求書の宛先は「〒634-0805 奈良県橿原氏地黄町172-2」「大

阪経済大学 経営学部 吉井康雄様」となっており（甲10）、大学の住所ではなく被控訴人の個人住所となっている。

この請求書では宛先が個人住所ゆえ、封筒の宛名ラベルも個人住所になったものとするのが合理的である。

したがって、「学部長であった二宮が、サイバーブレインズから被告宛に送られた郵便物を無断で開封し、封入されていた請求書の内容につき、サイバーブレインズに電話で問い合わせたという事実（事実②）」（25頁）は、反真実である。「被告宛に送られた郵便物を無断で開封し」た事実はなく、経営学部宛ての郵便物を自らの権限で開封した事実が真実である（甲11）。

### (3) サイバーブレインズ社への問い合わせ経緯

なお、二宮は「御請求書」（乙10）について、サイバーブレインズ社へ問い合わせを行ったが、これもまたパワハラやアカハラではない。その理由については次のとおりである。

まず、控訴人における共同研究費交付申請手続きは、前年度に申請書を提出することになっている。申請書には研究目的・計画、研究者代表・研究分担者名と役割分担、研究費予算内訳などの記入が要求される。

申請書は、先ず、各学部から選出された委員で構成する「研究委員会」において研究目的・研究分担者・研究費予算などの内容が精査されて、研究費支給の適否が審査される。この審査に通った申請書には、学長と各学部長の決裁欄が取られており、学部長はそれを確認の上、押印するのが職務である。

これらの押印を得た申請書は、研究委員会の提案として教授会で審議され、最終決定される。

他方、大学における研究費の使用については、一般に、研究費を「受給する個人」が予算内訳に則して執行する。支払に際しては、財・サービス販売業者から「研究者個人宛請求書」を受け取った後、この請求書を学務課（2010年5月1日付組織改編により研究支援課）へ提出する。次に、学務課

(当時)は請求書添付の書類を経理課へ回送し、経理課で予算執行の手続きをして当該業者へ支払われる。

二宮がサイバーブレインズ社へ問い合わせた理由の1つは、当該郵便物(封筒、請求書)の宛名が「経営学部御中」となっていて、上記のルールに沿っていないことから、封筒と請求書の宛先を明確にするためであった。

また、上記の共同研究費交付申請書が回覧されて来た時に、学部長は当該学部の申請書について、その内容を一覧するのが職務である。

もう1つの問い合わせ理由は、調査を丸投げのような形で外部委託することについて、申請書の一覧で記憶に残っていた印象と比べて、直観的に違和感を抱いたことである。折しも当時は、研究費の不正使用に対する多くの厳しい対応・報道がなされていた時期(甲12:日本経済新聞記事2006.3.21)でもあった。

#### 4 事実③

##### (1) 原審判断

原審は、事実③「2012年〔平成24年〕4月6日から2013年〔平成25年〕3月11日までの間に、被告の特任教員への学部執行部およびカリキュラム委員会による組織的な妨害があったこと(15頁)としつつも、「事実③は真実であると認められる」とする(25頁)。

##### (2) 事実誤認

しかし、前件訴訟でも関与している人物は2名だけであり、「学部執行部およびカリキュラム委員会による組織的な妨害」などは認定されておらず、前訴の判断にも抵触する、重大な事実誤認である。

また原審は、「当時は第2部の改革を行っている最中であり、カリキュラムの変更は自然な帰結であって合理性があったなどとして、井形と池島が被告の特任教員任用申請を故意に妨げた事実はないと主張する」などと判示するが(30頁)、第2部の改革を行っていたのは、事実①に関する時期であり、

事実③に関する時期ではない。原審は主張の時期を取り違えている。

さらに原審は「原告は、カリキュラム委員会及び数十名で構成される本件教授会においてカリキュラムが承認されており、被告個人の特任教員任用を故意に妨害することは不可能であると主張する」などと判示するが（30頁）、カリキュラム委員会及び数十名で構成される本件教授会においてカリキュラムが承認されている事実は、「組織的パワハラ、組織的アカハラ」の反真実性の主張立証であって、2名による故意の不法行為（前件訴訟判決の内容）を否定しようとするものではない。

2名の不法行為は前件訴訟で認定された事実ではあるが、個人の不法行為がイコール組織の不法行為になるものではない。使用者責任にしても、パワハラ・アカハラの代位責任ではない。

ゆえに、個人の不法行為をもって「組織的パワハラ、組織的アカハラ」が真実だと認定する原審判決には、経験則違背の違法がある。

### (3) 特任教員制度

そもそも、特任教員任用は、雇用期間満了による契約終了後の再雇用制度である。新たな雇用である以上、採用側の裁量範囲はきわめて広い（最大判昭48・12・12民集27巻11号1536頁）。

この観点からしても、「組織的パワハラ、組織的アカハラ」は反真実である。誰を採用するかは採用側において自由に決めて良いのであり、被控訴人を採用する義務さえない。

前訴控訴審判決においても、「（任用基準を満たす者が特任教員への任用を申請すれば、特任教員に任用されるという）労使慣行があったと認めることはできないとの前記判断が左右されることはない。」（19頁14行）と判示されている。

控訴人の特任教員制度の趣旨は、「本学の教育、研究水準の向上のために特に必要があると認められるときは（中略）一定の基準をみたした者を特任

教員として任用することができる。」(特任教員任用規程第2条, 乙13) というものであり, 規程に基づき任用の可否を審査している。

なお, 被控訴人の特任教員任用手続に際して, まず2016年1月15日の経営学部教授会において, 井形・池島の行為について, 同氏らによる総括文書(甲13: 吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼)を配布の上, 検討を行ったところ, 問題ないことが確認された。(甲14: 2016年1月15日教授会議事録)。

そして, 2016年2月23日学内理事会において, この確認を含む総括(甲15: 2016年2月23日「特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括」)が報告され, その内容が概ねオーソライズされている。

## 5. パワハラ・アカハラの事実

### (1) 被控訴人による主張撤回の事実

被控訴人は, パワハラ・アカハラ的主張を撤回し, 理事会の要求に応じている(甲16, 甲17, 甲18)。

したがって, パワハラ・アカハラは反真実である。

### (2) 詳細な事実関係

被控訴人は2005年9月頃に, 事実①, 事実②等に記載の事実や秘密文書である人権委員会文書を含む「教員活動評価に関する規程とパワハラに関する資料」(甲16)と題する文書を, 学内外の理事, 評議員や教職員に広く文書配布を行った。

2005年10月4日学内理事会において, 当該事実の報告があり, 当時の学長, 総務担当理事および事務局長が担当して学内理事会において調査をしたところ, ①全てに渡り事実誤認があるということ, ②文書の配布先, 配布方法を2週間以内に理事会に報告すること, ③配布文書を回収し2週間以内に理事会へ報告すること, ④大学の専用封筒, 大学の設備を使用したので

あればその費用を弁済することの4点について結論に至り、事務局長名での被控訴人へ通告文書（貴殿が配布された「教員活動評価に関する規程とパワハラに関する資料」（以下「吉井配布文書」という）に係る通告」（甲17：乙122）を交付し、上記理事会の結論を伝え、配布先の報告、文書回収や弁償を命じた。

被控訴人は、当該通告を受け入れ、文書回収及び費用弁償を行った（甲18：10月19日付け理事会通告文書に関する回答）。

つまり、自身の配布文書の内容（事実①および②に関する事実を含む）に事実誤認があるとの控訴人主張を受け入れ、理事会の通告に応じたのである。

## 第6 損害額

### 1 一部請求

原審準備書面で主張のとおり、名誉権侵害の損害額は365万5410円、業務遂行権侵害の損害額は942万0690円、守秘義務違反による損害額が192万3900円となり、合計金額が1500万円となるが、控訴審では、その一部請求として金200万円の支払いを求める。

### 2 割付額

割付額は、守秘義務違反の損害額を30万円、名誉権侵害の損害額を100万円、業務遂行権侵害の損害額を70万円とする。

以上